

議題1 豊田市基幹包括支援センターの機能充実に向けた執務室移転について（報告事項）

1 機能・役割

- 平成 21 年度に基幹包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）を設置、以降、新規に設置される地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）を支援してきたところ。
- 平成 29 年度の認知症初期集中支援チーム設置とともに、地域型センターと医療関係者との医療介護連携を促進するため、基幹型センターの執務室を豊田市福祉センターから豊田地域医療センターへ移転。
- 地域型センターの統括や処遇困難ケース対応の後方支援を行うため、以下の機能等を有する。

<基幹包括支援センターの主な機能>

- ①後方支援 ②企画・研修機能 ③目標管理機能 ④課題集約・提言機能

<基幹型センター役割>

- ①地域型センター業務の後方支援 ②地域型センター職員の資質向上
③市・地域型センターとの業務調整 ④地域型センター同士のネットワーク強化

2 基幹型センターを取り巻くニーズの変化

<平成 21 年度～>

複数の中学校区を 1 地域型センターが管轄する一方で、中学校区毎の地域型センターの設置を促進。これに伴い市内の地域型センターの業務の標準化（事業系支援を中心に運営指導や人員補充）を狙う。

<平成 28 年度～>

介護保険法改正により、在宅医療・介護連携推進について市が独自に実施すべき項目が提示されたことで、地域包括ケアシステムの要である地域型センターと医療関係者との連携を促進し、在宅医療・介護連携の強化を狙う。

<平成 30 年度～>

地域型センターへのヒアリング及び包括改善プロジェクトの結果から、地域型センターが円滑に質の高いサービスを提供できるように支援していくとともに、地域型センターが個別支援に注力していくための機能重視にシフトする。（現在の機能に整理）

3 現在の地域型センターからの意見

(1) 実際の支援と希望する支援業務（上位 3 つ同意見）

- 地域型センターの事業計画・事業評価の支援【目標管理機能】
- 地域型センターの緊急及び処遇改善困難ケースへの対応【後方支援】
- 地域型センター職員の資質向上を図るための研修センターとしての支援【企画・研修機能】

(2) 希望する支援の具体的な声

- 地域型センター間や地域型センターと市のパイプ役の継続
- 困難事例等で連携先が不明なときや方向性の整理など、一緒に考える時間の確保
- 自包括内で対応が困難と判断された時の同行訪問
- 事業計画・事業評価の支援継続とともに、他地域型センターの取り組みや社会資源等を共有し、広く持っている情報をもとに助言
- ケース検討会の開催等での問題整理

- 引き続き、スーパーバイズの役割と関係機関への連携、厳しい現場に立たされる職員の心理的なサポートも希望
- 研修の企画・運営、現状のように、市内で参加できる研修の企画
- 地域型センターや他部署を経験し、基幹型センターとしての立場で意見や助言ができる職員へ相談することで、地域型センターの疑問や困りごと等の共感や解決への道筋が立ちやすい

4 今後の基幹型センターのあり方について

基幹型センターの活動実態及び地域型センターへのアンケート調査を踏まえると、

- 地域型センター職員の経験の積み上げによる地域力が向上
- 個別支援への助言の充実や地域型センター職員への心理的サポートの必要性（ともに考え、ともに訪問）
- 地域型センターの新規開設の予定はなく、事業系の支援の重要度の低下
- 地域型センターの取組や地域課題の集約とともに、その横展開の必要性
- 地域型センター職員の資質向上と事業計画等の継続支援

が推察されることに加え、地域型センターの取りまとめ役かつ市とのパイプ役の継続についても重要な役割であることに変わりはない。現在、地域型センターを取り巻く環境の傾向として、

- 個別支援、特に複合課題や虐待、身寄りのない人への支援が増加傾向
- 高齢者人口の増加とともに認知症の人の増加も予測され、相談しやすい環境構築の重要性の高まり
- 一方で、受託法人の理解のもと地域型センター職員の継続配置による経験の積み上げに加え、地域包括支援センターブロック協力事業による職種・地域型センター間の交流や法人による人材育成によって、地域型センター職員の支援技術も向上と推察

過去、基幹型センターは、地域型センター等と医療関係者等の「医療介護連携」が円滑に進むような調整機能や情報提供等の役割があったものの、現在は、在宅相談ステーション等の相談先の存在や多職種で自立支援を考える会等、様々な関係機関が主催する研修や交流を通じて地域型センター自身も医療関係者とのつながりの必要性の認識と連携は前進している。

以上のことから、現在の執務室移転の目的であった医療介護連携については、他機能の充足に伴い、実質的な連携は維持しつつも、医療センター内での基幹型センターは一定の役割を終え、一方で、現在の地域型センターが必要とする支援、つまり、福祉的問題を抱える個別事例支援への助言及び支援能力の向上の充実を図るため、より地域型センターが立ち寄りやすい場所及びケース対応時に関係機関（豊田市成年後見支援センター、CSW 等）との距離感が近く、連携が取りやすい場所「豊田市福祉センター」へ移転する。

5 スケジュール

令和 5 年 10 月	令和 6 年度当初予算要求（豊田市）
12 月	地域包括支援センター運営協議会
令和 6 年夏～秋頃	福祉センターへ引越